

○ 土木工事共通仕様書の制定について（令和 6 年 9 月 24 日付け 農計第 388 号 農林水産部長通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
土木工事共通仕様書 目 次 第 1 編 共通編 第 1 章 総 則 第 1 節 総 則 1－1－1～1－1－4 [略] <u>1－1－5 ワンダーレスポンス</u> 1－1－<u>6</u>～1－1－<u>52</u> [略] 第 2 章～第 20 章 [略] 工事関係書類一覧表（情報共有システム取扱い対象の書類一覧） [略]	土木工事共通仕様書 目 次 第 1 編 共通編 第 1 章 総 則 第 1 節 総 則 1－1－1～1－1－4 [略] <u>[新設]</u> 1－1－<u>5</u>～1－1－<u>51</u> [略] 第 2 章～第 20 章 [略] 工事関係書類一覧表（情報共有システム取扱い対象の書類一覧） [略]

改正後	改正前
第 1 編 共通編 第 1 章 総 則 第 1 節 総 則 1－1－1 適 用 1～5 〔略〕 <u>〔削る。〕</u> <u>6</u> 〔略〕 <u>7</u> 〔略〕 1－1－2～1－1－4 〔略〕 <u>1－1－5 ワンダーレスポンス</u> <u>監督職員及び受注者は、「ワンダーレスポンス」に努める。ワンダーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。</u> 1－1－<u>6</u>～1－1－<u>14</u> 〔略〕 1－1－<u>15</u> 施工体制台帳及び施工体系図 1～5 〔略〕 6 受注者は、下請負人の社会保険等加入の有無を施工体制台帳等に記載しなければならない。 7～10 〔略〕 1－1－<u>16</u>～1－1－<u>22</u> 〔略〕 1－1－<u>23</u> 建設副産物 1・2 〔略〕 3 受注者は、<u>産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、産業</u>廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に<u>提示</u>しなければならない。 4～8 〔略〕 9 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「第7項再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と第<u>8</u>項再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 10・11 〔略〕 1－1－<u>24</u> 特定建設資材の分別解体、再資源化等の適切な措置 1 〔略〕 2 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法第18条第1項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。 なお、この書面は、本省1－1－<u>23</u> 建設副産物<u>11</u>に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。 （1）～（3） 〔略〕 1－1－<u>25</u>～1－1－<u>28</u> 〔略〕	第 1 編 共通編 第 1 章 総 則 第 1 節 総 則 1－1－1 適 用 1～5 〔略〕 <u>6 受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督職員の指示がない限り工事を継続しなければならない。</u> <u>ただし、契約書第27条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。</u> <u>7</u> 〔略〕 <u>8</u> 〔略〕 1－1－2～1－1－4 〔略〕 <u>〔新設〕</u> 1－1－<u>5</u>～1－1－<u>13</u> 〔略〕 1－1－<u>14</u> 施工体制台帳及び施工体系図 1～5 〔略〕 6 受注者は、下請負人の社会保険等加入の有無を施工体制台帳等に記載<u>するものとし、必要書類を添付しその写しを監督職員に提出</u>しなければならない。 7～10 〔略〕 1－1－<u>15</u>～1－1－<u>21</u> 〔略〕 1－1－<u>22</u> 建設副産物 1・2 〔略〕 3 受注者は、<u>建設副産物が搬出される工事施工に当たり、建設発生土は搬出帳票、産業廃棄物は</u>廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に<u>関係資料を提出</u>しなければならない。 4～8 〔略〕 9 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「第7項再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と第<u>7</u>項再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 10・11 〔略〕 1－1－<u>23</u> 特定建設資材の分別解体、再資源化等の適切な措置 1 〔略〕 2 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法第18条第1項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。 なお、この書面は、本省1－1－<u>22</u> 建設副産物<u>6</u>に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。 （1）～（3） 〔略〕 1－1－<u>24</u>～1－1－<u>27</u> 〔略〕

改正後	改正前
1－1－<u>29</u> 工事完成検査 1～4　〔略〕 5　受注者は、製作工場における完成検査に当たり、本章1－1－<u>26</u> 監督職員による検査及び立会等の3に準じなければならない。 1－1－<u>30</u> 既済部分検査 1～3　〔略〕 4　受注者は、検査職員の指示による修補について、本章1－1－<u>29</u> 工事完成検査4の規定に従うものとする。 5　受注者は、製作工場における検査に当たり、本章1－1－<u>26</u> 監督職員による検査及び立会等の3に準じなければならない。 1－1－<u>31</u> 施工管理 1～3　〔略〕 4　受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図るよう努めるものとする。 　　なお、情報を交換・共有するにあたって、情報共有システムを活用する場合は、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（令和7年6月26日付け農計第236号岩手県農林水産部農村計画課総括課長通知（URL「https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1077305.html」））に基づくものとする。 5　〔略〕 1－1－<u>32</u>～1－1－<u>34</u>　〔略〕 1－1－<u>35</u> 工事中の安全管理 1　受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針（20農振第2236号平成21年3月30日付け農林水産省農村振興局整備部長通知）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。 2～8　〔略〕 9　受注者は、公衆の見やすいところに工事目的、工事期間、工事種別、発注者名、施工者名及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。 　　なお、標示板については、本章1－1－<u>39</u> 環境対策4（3）に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。 10～20　〔略〕 1－1－<u>36</u>～1－1－<u>38</u>　〔略〕 1－1－<u>39</u> 環境対策 1・2　〔略〕 3　受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに監督職員に連絡し、監督職員の指示があればそれに応じなければならない。 　　第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、本章1－1－<u>43</u> 官公庁への手続き等6及び7の規定により対応しなければならない。 4～8　〔略〕 1－1－<u>40</u>・1－1－<u>41</u>　〔略〕 1－1－<u>42</u> 諸法令、諸法規の遵守 　　受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。 　　なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次の掲げる法律及びこれらに関連する法令である。	1－1－<u>28</u> 工事完成検査 1～4　〔略〕 5　受注者は、製作工場における完成検査に当たり、本章1－1－<u>25</u> 監督職員による検査及び立会等の3に準じなければならない。 1－1－<u>29</u> 既済部分検査 1～3　〔略〕 4　受注者は、検査職員の指示による修補について、本章1－1－<u>28</u> 工事完成検査4の規定に従うものとする。 5　受注者は、製作工場における検査に当たり、本章1－1－<u>25</u> 監督職員による検査及び立会等の3に準じなければならない。 1－1－<u>30</u> 施工管理 1～3　〔略〕 4　受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図るよう努めるものとする。 　　なお、情報を交換・共有するにあたって、情報共有システムを活用する場合は、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（令和6年8月30日付け農計第350号岩手県農林水産部農村計画課総括課長通知（URL「https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1077305.html」））に基づくものとする。 5　〔略〕 1－1－<u>31</u>～1－1－<u>33</u>　〔略〕 1－1－<u>34</u> 工事中の安全管理 1　受注者は、土木工事等施工技術安全指針（20農振第2236号平成21年3月30日付け農林水産省農村振興局整備部長通知）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。 2～8　〔略〕 9　受注者は、公衆の見<u>え</u>やすいところに工事目的、工事期間、工事種別、発注者名、施工者名及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。 　　なお、標示板については、本章1－1－<u>38</u> 環境対策4（3）に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。 10～20　〔略〕 1－1－<u>35</u>～1－1－<u>37</u>　〔略〕 1－1－<u>38</u> 環境対策 1・2　〔略〕 3　受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに応じなければならない。 　　第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、本章1－1－<u>42</u> 官公庁への手続き等6及び7の規定により対応しなければならない。 4～8　〔略〕 1－1－<u>39</u>・1－1－<u>40</u>　〔略〕 1－1－<u>41</u> 諸法令、諸法規の遵守 　　受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。 　　なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次の掲げる法律及びこれらに関連する法令である。

改正後	改正前
(1) ～ (68) 〔略〕 (69) <u>個人情報の保護に関する法律</u> (平成 15 年法律第 <u>57</u> 号) (70) ～ (72) 〔略〕 1－1－<u>43</u>～1－1－<u>47</u> 〔略〕 1－1－<u>48</u> 不可抗力による損害 1 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に定めるものをいう。 <u>(1) 波浪、高潮に起因する場合</u> <u>波浪、高潮が想定している設計条件以上、又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合</u> <u>(2) 降雨に起因する場合</u> 次のいずれかに該当する場合 1) 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上 2) 1 時間雨量（任意の60分間における雨量をいう。）が20mm以上 <u>3) 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上</u> <u>4) その他設計図書で定めた基準</u> <u>(3) 強風に起因する場合</u> 大風速（10分間の平均風速で 大のもの）が15m／秒以上あった場合 <u>(4) 河川沿いの施設に当たっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合</u> <u>(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合</u> 周囲の状況により判断し、相当の範囲に<u>わたって</u>、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合 2 契約書第 30 条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは本省 1－1－<u>35</u> 工事中の安全管理及び契約書第27条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。 1－1－<u>49</u>～1－1－<u>52</u> 〔略〕 第2章 材 料 第1節～第3節 〔略〕 第4節 石材及び骨材 2－4－1～2－4－9 〔略〕 2－4－10 コンクリート用骨材 1 設計図書に示す場合を除き、次の規格に適合したもの及びコンクリート標準示方書（（公社）土木学会）によるもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 (1) ～ (6) 〔略〕 (7) J I S A 5308 (レディミクストコンクリート) 附属書<u>JA</u> (レディミクストコンクリート用骨材) 2・3 〔略〕 2－4－11 〔略〕	(1) ～ (68) 〔略〕 (69) <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</u> (平成 15 年法律第 <u>58</u> 号) (70) ～ (72) 〔略〕 1－1－<u>42</u>～1－1－<u>46</u> 〔略〕 1－1－<u>47</u> 不可抗力による損害 1 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に定めるものをいう。 〔新設〕 <u>(1) 降雨に起因する場合</u> 次のいずれかに該当する場合 1) 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上 2) 1 時間雨量（任意の60分間における雨量をいう。）が20mm以上 〔新設〕 <u>(2) 強風に起因する場合</u> 最大風速（10分間の平均風速で 大のもの）が15m／秒以上あった場合 〔新設〕 <u>(3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合</u> <u>地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあっては、</u>周囲の状況により判断し、相当の範囲に<u>渡って</u>、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合 2 契約書第 30 条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは本省 1－1－<u>34</u> 工事中の安全管理及び契約書第27条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。 1－1－<u>48</u>～1－1－<u>51</u> 〔略〕 第2章 材 料 第1節～第3節 〔略〕 第4節 石材及び骨材 2－4－1～2－4－9 〔略〕 2－4－10 コンクリート用骨材 1 設計図書に示す場合を除き、次の規格に適合したもの及びコンクリート標準示方書（（公社）土木学会）によるもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 (1) ～ (6) 〔略〕 (7) J I S A 5308 (レディミクストコンクリート) 附属書<u>A</u> (レディミクストコンクリート用骨材) 2・3 〔略〕 2－4－11 〔略〕

改正後	改正前
第5節 鋼 材 2－5－1 〔略〕 2－5－2 鋼 材 鋼材は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 1～3 〔略〕 4 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 （1）～（8） 〔略〕 〔削る。〕 （9） J I S G 5526（ダクタイル鋳鉄管） 記号 D 1～4． 5 （10） J I S G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管） 記号 D F （11） J D P A G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管） 記号 D A～D D （12） J D P A G 1029（推進工法用ダクタイル鋳鉄管） 記号 D 1～D 5、D P F （13） J D P A G 1042（N S形ダクタイル鋳鉄管） 記号 D 1、D 2、D S （14） J D P A G 1046（P N形ダクタイル鋳鉄管） 記号 D 1～D 4 （15） J D P A G 1053-2020（A L W形ダクタイル鋳鉄管） 記号 A L 1、A L 2、A W 5 〔略〕 2－5－3～2－5－7 〔略〕 第6節～第8節 〔略〕 第9節 特殊コンクリート 2－9－1 一般事項 1 〔略〕 〔削る。〕 第10節～第12節 〔略〕 第3章 施工共通事項 第1節 〔略〕 第2節 一般事項 3－2－1 〔略〕 3－2－2 一般事項 1 施工計画 （1）受注者は、施工計画樹立に当たり、第1編1－1－<u>6</u>施工計画書によるほか、関連工事との関係により工程に制約を受ける部分について、設計図書に従い関連工事受注者と協議の上、作成するものとする。 （2） 〔略〕 2～6 〔略〕	第5節 鋼 材 2－5－1 〔略〕 2－5－2 鋼 材 鋼材は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 1～3 〔略〕 4 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 （1）～（8） 〔略〕 <u>（9） J I S G 5525（排水用鋳鉄管）</u> （10） J I S G 5526（ダクタイル鋳鉄管） 記号 D 1～4． 5 （11） J I S G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管） 記号 D F （12） J D P A G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管） 記号 D A～D D （13） J D P A G 1029（推進工法用ダクタイル鋳鉄管） 記号 D 1～D 5、D P F （14） J D P A G 1042（N S形ダクタイル鋳鉄管） 記号 D 1、D 2、D S （15） J D P A G 1046（P N形ダクタイル鋳鉄管） 記号 D 1～D 4 （16） J D P A G 1053-2020（A L W形ダクタイル鋳鉄管） 記号 A L 1、A L 2、A W 5 〔略〕 2－5－3～2－5－7 〔略〕 第6節～第8節 〔略〕 第9節 特殊コンクリート 2－9－1 一般事項 1 〔略〕 <u>2 陶管は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</u> <u>（1） J I S R 1201（陶管）</u> 第10節～第12節 〔略〕 第3章 施工共通事項 第1節 〔略〕 第2節 一般事項 3－2－1 〔略〕 3－2－2 一般事項 1 施工計画 （1）受注者は、施工計画樹立に当たり、第1編1－1－<u>5</u>施工計画書によるほか、関連工事との関係により工程に制約を受ける部分について、設計図書に従い関連工事受注者と協議の上、作成するものとする。 （2） 〔略〕 2～6 〔略〕

改正後	改正前																								
第3節 土工 3-3-1～3-3-7 〔略〕 3-3-8 作業残土処理工 1 受注者は、建設発生土について、第1編1-1-<u>23</u>建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。 2～4 〔略〕 第4節 基礎工 3-4-1 〔略〕 3-4-2 既製杭工 1 〔略〕 2 鋼杭工 (1)・(2) 〔略〕 (3) 現場継手を溶接により行う場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては、溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに次の規定によらなければならない。 ア～ク 〔略〕 ケ 受注者は、受注者は、上記の<u>カ</u>、<u>キ</u>のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等を監督職員に報告するものとする。 なお、報告前においても当該記録を常に整備、保管し、監督職員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。 コ 〔略〕 (4) 〔略〕 3 〔略〕 3-4-3～3-4-10 〔略〕 第5節・第6節 〔略〕 第7節 コンクリート 3-7-1～3-7-3 〔略〕 3-7-4 材料の計量 1 現場配合による場合の材料の計量1回当たりの計量値の許容差は、表 3-7-1 の値以下でなければならない。 表 3-7-1 計量値の許容差 <table><tr><th>材料の種類</th><th><u>計量値の許容差</u> (%)</th></tr><tr><td>水</td><td>1</td></tr><tr><td>セメント</td><td>1</td></tr><tr><td>骨 材</td><td>3</td></tr><tr><td>混 和 材</td><td>2※ 3</td></tr><tr><td>混 和 剤</td><td></td></tr></table> ※高炉スラグ微粉末の<u>計量値の許容差の最大値は、1 (%) とする。</u>	材料の種類	<u>計量値の許容差</u> (%)	水	1	セメント	1	骨 材	3	混 和 材	2※ 3	混 和 剤		第3節 土工 3-3-1～3-3-7 〔略〕 3-3-8 作業残土処理工 1 受注者は、建設発生土について、第1編1-1-<u>22</u>建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。 2～4 〔略〕 第4節 基礎工 3-4-1 〔略〕 3-4-2 既製杭工 1 〔略〕 2 鋼杭工 (1)・(2) 〔略〕 (3) 現場継手を溶接により行う場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては、溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに次の規定によらなければならない。 ア～ク 〔略〕 ケ 受注者は、受注者は、上記の<u>6)</u>、<u>7)</u>のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等を監督職員に報告するものとする。 なお、報告前においても当該記録を常に整備、保管し、監督職員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。 コ 〔略〕 (4) 〔略〕 3 〔略〕 3-4-3～3-4-10 〔略〕 第5節・第6節 〔略〕 第7節 コンクリート 3-7-1～3-7-3 〔略〕 3-7-4 材料の計量 1 現場配合による場合の材料の計量1回当たりの計量値の許容差は、表 3-7-1 の値以下でなければならない。 表 3-7-1 計量値の許容差 <table><tr><th>材料の種類</th><th><u>最大値</u> (%)</th></tr><tr><td>水</td><td>1</td></tr><tr><td>セメント</td><td>1</td></tr><tr><td>骨 材</td><td>3</td></tr><tr><td>混 和 材</td><td>2※ 3</td></tr><tr><td>混 和 剤</td><td></td></tr></table> ※高炉スラグ微粉末の<u>場合は、1 (%) 以内</u>	材料の種類	<u>最大値</u> (%)	水	1	セメント	1	骨 材	3	混 和 材	2※ 3	混 和 剤	
材料の種類	<u>計量値の許容差</u> (%)																								
水	1																								
セメント	1																								
骨 材	3																								
混 和 材	2※ 3																								
混 和 剤																									
材料の種類	<u>最大値</u> (%)																								
水	1																								
セメント	1																								
骨 材	3																								
混 和 材	2※ 3																								
混 和 剤																									

改正後	改正前																																																
2 〔略〕 3 受注者は、各材料をバッチ分ずつ質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、表3-7-1に示した許容差内である場合、体積で計量してもよい。 なお、バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して、これを定めなければならない。 3－7－5～3－7－10 〔略〕 3－7－11 養生 1 〔略〕 2 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態を保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、<u>施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。</u>通常のコンクリート工事におけるコンクリート<u>の湿潤養生期間は、表 3-7-2 を目安とする。</u> 表 3-7-2 コンクリートの湿潤養生期間の目安 <table><tr><th>日平均気温</th><th>高炉セメント B 種</th><th>普通ポルトランドセメント</th><th>早強ポルトランドセメント</th><th>中庸熱ポルトランドセメント</th><th>低熱ポルトランドセメント</th></tr><tr><td>15℃以上</td><td>7 日</td><td>5 日</td><td>3 日</td><td>8 日</td><td>10 日</td></tr><tr><td>10℃以上</td><td>9 日</td><td>7 日</td><td>4 日</td><td>9 日</td><td>※</td></tr><tr><td>5℃以上</td><td>12 日</td><td>9 日</td><td>5 日</td><td>12 日</td><td>※</td></tr></table> ※15℃より低い場合での使用は、<u>試験により定める。</u> 注）寒中コンクリートの場合は、本章 3－10－2 寒中コンクリートによる。 〔削る。〕 3－7－12～3－7－14 〔略〕 第 8 節・第 9 節 〔略〕 第10節 特殊コンクリート 3－10－1 暑中コンクリート 1・2 〔略〕 3 コンクリート打込み （1）〔略〕 （2）受注者は、コンクリートの温度について、打込み時<u>の上限は、所定の品質を確保できる場合は 38℃とし、それ以外の場合は 35℃とする。</u> （3）・（4） 〔略〕 4 〔略〕 3－10－2 寒中コンクリート 1 〔略〕 2 材 料 （1）受注者は、凍結しているか、又は氷雪の混入している骨材を用いてはならない。	日平均気温	高炉セメント B 種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15℃以上	7 日	5 日	3 日	8 日	10 日	10℃以上	9 日	7 日	4 日	9 日	※	5℃以上	12 日	9 日	5 日	12 日	※	2 〔略〕 3 受注者は、各材料をバッチ分ずつ質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、表3-7-1に示した許容差内である場合、容積で計量してもよい。 なお、バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して、これを定めなければならない。 3－7－5～3－7－10 〔略〕 3－7－11 養生 1 〔略〕 2 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態を保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて<u>適切に定めなければならない。</u>通常のコンクリート工事におけるコンクリート<u>は、少なくとも次表の期間は、常に湿潤養生を行わなければならない。</u> 表 3-7-2 コンクリートの標準養生期間 <table><tr><th>日平均気温</th><th>高炉セメント B 種</th><th>普通ポルトランドセメント</th><th>早強ポルトランドセメント</th><th><u>〔新設〕</u></th><th><u>〔新設〕</u></th></tr><tr><td>15℃以上</td><td>7 日</td><td>5 日</td><td>3 日</td><td><u>〔新設〕</u></td><td><u>〔新設〕</u></td></tr><tr><td>10℃以上</td><td>9 日</td><td>7 日</td><td>4 日</td><td><u>〔新設〕</u></td><td><u>〔新設〕</u></td></tr><tr><td>5℃以上</td><td>12 日</td><td>9 日</td><td>5 日</td><td><u>〔新設〕</u></td><td><u>〔新設〕</u></td></tr></table> 〔新設〕 注）寒中コンクリートの場合は、本章 3－10－2 寒中コンクリートによる。 <u>3 中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表 3-7-2 に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督職員と協議しなければならない。</u> 3－7－12～3－7－14 〔略〕 第 8 節・第 9 節 〔略〕 第10節 特殊コンクリート 3－10－1 暑中コンクリート 1・2 〔略〕 3 コンクリート打込み （1）〔略〕 （2）受注者は、コンクリートの温度について、打込み時 <u>35℃以下を標準とする。なお、コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。</u> （3）・（4） 〔略〕 4 〔略〕 3－10－2 寒中コンクリート 1 〔略〕 2 材 料 （1）受注者は、凍結しているか、又は氷雪の混入している骨材を、<u>そのまま</u>用いてはならない。	日平均気温	高炉セメント B 種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>	15℃以上	7 日	5 日	3 日	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>	10℃以上	9 日	7 日	4 日	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>	5℃以上	12 日	9 日	5 日	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>
日平均気温	高炉セメント B 種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																												
15℃以上	7 日	5 日	3 日	8 日	10 日																																												
10℃以上	9 日	7 日	4 日	9 日	※																																												
5℃以上	12 日	9 日	5 日	12 日	※																																												
日平均気温	高炉セメント B 種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>																																												
15℃以上	7 日	5 日	3 日	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>																																												
10℃以上	9 日	7 日	4 日	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>																																												
5℃以上	12 日	9 日	5 日	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>																																												

改正後	改正前																																																				
(2)・(3) 〔略〕 3 〔略〕 4 養生 (1)～(3) 〔略〕 (4) 受注者は、養生中コンクリートの温度を、5℃以上に保たなければならない。 また、養生期間について、特に監督職員が指示した場合のほかは、表 3-10-1 の値以上とする。 なお、養生期間の後、さらに2日間はコンクリートの温度を0℃以上に保たなければならない。 表 3-10-1 寒中コンクリートの養生期間 <table><tr><th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</th><th rowspan="2">養生温度</th><th colspan="3">セメントの種類</th></tr><tr><th>普通ポルトランド</th><th>早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤</th><th>高炉セメントB種</th></tr><tr><td rowspan="2">① 厳しい気象条件</td><td>5℃</td><td>9日</td><td>5日</td><td>12日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>7日</td><td>4日</td><td>9日</td></tr><tr><td rowspan="2">② まれに凍結融解する程度の気象条件</td><td>5℃</td><td>4日</td><td>3日</td><td>5日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>3日</td><td>2日</td><td>4日</td></tr></table> (注) W／C＝55％の場合を示した。W／Cがこれと異なる場合は増減する。 5 〔略〕 3－10－3 〔略〕 3－10－4 海水の作用を受けるコンクリート 1 〔略〕 2 受注者は、本章3－7－12 継目の規定によるものとする。 なお、設計図書に示す 高潮位から上 600mm 及び 低潮位から下 600mm の間のコンクリートには、打継目を設けてはならない。 また、これ以外の場合は、監督職員の承諾を得るものとする。 3－10－5～3－10－6 〔略〕 第11節 一般舗装工 3－11－1 〔略〕 3－11－2 塗装準備工 1・2 〔略〕 3 受注者は、路床面又は路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に連絡し、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。 3－11－3 アスファルト舗装工 1・2 〔略〕 3 セメント及び石灰安定処理工の施工は、次によるものとする。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 受注者は、セメント及び石灰の貯蔵に当たり、防湿構造を有する倉庫等に、品種別に区別して貯蔵しなければならない。	5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤	高炉セメントB種	① 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	② まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	(2)・(3) 〔略〕 3 〔略〕 4 養生 (1)～(3) 〔略〕 (4) 受注者は、養生中コンクリートの温度を、5℃以上に保たなければならない。 また、養生期間について、特に監督職員が指示した場合のほかは、表 3-10-1 の値以上とする。 なお、養生期間の後、さらに2日間はコンクリートの温度を0℃以上に保たなければならない。 表 3-10-1 寒中コンクリートの養生期間 <table><tr><th rowspan="2">型枠取り外し直後に構造物が曝される環境</th><th rowspan="2">養生温度</th><th colspan="3">セメントの種類</th></tr><tr><th>普通ポルトランド</th><th>早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤</th><th>高炉セメントB種</th></tr><tr><td rowspan="2">①連続してあるいはしばしば水で飽和される部分</td><td>5℃</td><td>9日</td><td>5日</td><td>12日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>7日</td><td>4日</td><td>9日</td></tr><tr><td rowspan="2">② 普通の露出状態であり①に属さない部分</td><td>5℃</td><td>4日</td><td>3日</td><td>5日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>3日</td><td>2日</td><td>4日</td></tr></table> (注) W／C＝55％の場合を示した。W／Cがこれと異なる場合は増減する。 5 〔略〕 3－10－3 〔略〕 3－10－4 海水の作用を受けるコンクリート 1 〔略〕 2 受注者は、本章3－7－12 継目の規定によるものとする。 なお、設計図書に示す 高潮位から上60cm及び 低潮位から下60cmの間のコンクリートには、打継目を設けてはならない。 また、これ以外の場合は、監督職員の承諾を得るものとする。 3－10－5～3－10－6 〔略〕 第11節 一般舗装工 3－11－1 〔略〕 3－11－2 塗装準備工 1・2 〔略〕 3 受注者は、路床面又は路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に報告し、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。 3－11－3 アスファルト舗装工 1・2 〔略〕 3 セメント及び石灰安定処理工の施工は、次によるものとする。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 受注者は、セメント及び石灰の貯蔵に当たり、防湿的な構造を有する倉庫等に貯蔵しなければならない。	型枠取り外し直後に構造物が曝される環境	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤	高炉セメントB種	①連続してあるいはしばしば水で飽和される部分	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	② 普通の露出状態であり①に属さない部分	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日
5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件			養生温度	セメントの種類																																																	
	普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤		高炉セメントB種																																																	
① 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日																																																	
	10℃	7日	4日	9日																																																	
② まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日																																																	
	10℃	3日	2日	4日																																																	
型枠取り外し直後に構造物が曝される環境	養生温度	セメントの種類																																																			
		普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤	高炉セメントB種																																																	
①連続してあるいはしばしば水で飽和される部分	5℃	9日	5日	12日																																																	
	10℃	7日	4日	9日																																																	
② 普通の露出状態であり①に属さない部分	5℃	4日	3日	5日																																																	
	10℃	3日	2日	4日																																																	

改正後	改正前
(4)～(18) 〔略〕 4・5 〔略〕 3－11－4 コンクリート舗装工 1 〔略〕 2 受注者は、路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に連絡し、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。 3～27 〔略〕 3－11－5 〔略〕 第12節 〔略〕 第13節 地盤改良工 3－13－1～3－13－4 〔略〕 3－13－5 締固め改良工 1 〔略〕 2 受注者は、施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などに影響を及ぼさないよう施工しなければならない。影響が生じた場合、直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法に関して協議しなければならない。 3 〔略〕 3－13－6 固結工 1 〔略〕 2 受注者は、固結工法の施工に当たり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などへの振動の影響を把握しなければならない。 これらへの影響が発生した場合、直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法に関して協議しなければならない。 3 受注者は、固結工法の施工中に地下埋設物を発見した場合、直ちに工事を中止し、監督職員に連絡し、その対応方法に関して協議しなければならない。 4～9 〔略〕 3－13－7 置換工 1・2 〔略〕 3 受注者は、掘削面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に連絡し、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。 第14節～第18節 〔略〕 第19節 構造物撤去工 3－19－1 一般事項 受注者は、工事の施工に伴い発生した建設副産物について、第1編1－1－23建設副産物の規定によるものとする。 3－19－2～3－19－4 〔略〕 3－19－5 運搬処理工 1 〔略〕	(4)～(18) 〔略〕 4・5 〔略〕 3－11－4 コンクリート舗装工 1 〔略〕 2 受注者は、路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に報告し、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。 3～27 〔略〕 3－11－5 〔略〕 第12節 〔略〕 第13節 地盤改良工 3－13－1～3－13－4 〔略〕 3－13－5 締固め改良工 1 〔略〕 2 受注者は、施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などに影響を及ぼさないよう施工しなければならない。影響が生じた場合、直ちに監督職員へ報告し、その対応方法に関して協議しなければならない。 3 〔略〕 3－13－6 固結工 1 〔略〕 2 受注者は、固結工法の施工に当たり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などへの振動の影響を把握しなければならない。 これらへの影響が発生した場合、直ちに監督職員へ報告し、その対応方法に関して協議しなければならない。 3 受注者は、固結工法の施工中に地下埋設物を発見した場合、直ちに工事を中止し、監督職員に報告し、その対応方法に関して協議しなければならない。 4～9 〔略〕 3－13－7 置換工 1・2 〔略〕 3 受注者は、掘削面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に報告し、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。 第14節～第18節 〔略〕 第19節 構造物撤去工 3－19－1 一般事項 受注者は、工事の施工に伴い発生した建設副産物について、第1編1－1－22建設副産物の規定によるものとする。 3－19－2～3－19－4 〔略〕 3－19－5 運搬処理工 1 〔略〕

改正後	改正前
2 受注者は、施工上やむを得ず設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合、第1編1－1－<u>23</u>建設副産物の規定によるとともに、処分方法等について監督職員と協議しなければならない。 第20節 仮設工 3－20－1 一般事項 1～3 [略] 4 受注者は、仮設工の実施に先立ち、周囲の状況、地盤反力、掘削深さ、土質、地下水位、土圧、上載荷重等を十分検討し、設置場所、構造、規模、施工方法、構造計算、カタログ等を添付した施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。 なお、施工計画書の作成方法については、第1編1－1－<u>6</u>施工計画書によるものとする。 3－20－2～3－20－11 [略] 第21節 [略] 第2編 工事別編 第1章 [略] 第2章 農用地造成工事 第1節～第7節 [略] 第8節 ほ場内沈砂池工 2－8－1 ほ場内沈砂池工 1～4 [略] 5 受注者は、ほ場内沈砂池取り壊しにより発生した建設副産物については、第1編1－1－<u>23</u>建設副産物の規定によるものとする。 第9節 [略] 第3章 [略] 第4章 水路トンネル工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 4－2－1 [略] 4－2－2 一般事項	2 受注者は、施工上やむを得ず設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合、第1編1－1－<u>22</u>建設副産物の規定によるとともに、処分方法等について監督職員と協議しなければならない。 第20節 仮設工 3－20－1 一般事項 1～3 [略] 4 受注者は、仮設工の実施に先立ち、周囲の状況、地盤反力、掘削深さ、土質、地下水位、土圧、上載荷重等を十分検討し、設置場所、構造、規模、施工方法、構造計算、カタログ等を添付した施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。 なお、施工計画書の作成方法については、第1編1－1－<u>5</u>施工計画書によるものとする。 3－20－2～3－20－11 [略] 第21節 [略] 第2編 工事別編 第1章 [略] 第2章 農用地造成工事 第1節～第7節 [略] 第8節 ほ場内沈砂池工 2－8－1 ほ場内沈砂池工 1～4 [略] 5 受注者は、ほ場内沈砂池取り壊しにより発生した建設副産物については、第1編1－1－<u>22</u>建設副産物の規定によるものとする。 第9節 [略] 第3章 [略] 第4章 水路トンネル工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 4－2－1 [略] 4－2－2 一般事項

改正後	改正前
1・2 〔略〕 3 保安 （1）〔略〕 （2）受注者は、施工中異常を発見した場合、及び出水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合には、<u>工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。</u> ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、直ちに監督職員に<u>連絡</u>するものとする。 4 〔略〕 第3節～第8節 〔略〕 第5章 〔略〕 第6章 排水路工事・河川工事 第1節～第3節 〔略〕 第4節 構造物撤去工 6－4－1 一般事項 1 〔略〕 2 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第1編1－1－<u>23</u>建設副産物の規定によらなければならない。 3 〔略〕 6－4－2 〔略〕 第5節～第15節 〔略〕 第7章～第9章 〔略〕 第10章 フィルダム工事 第1節～第4節 〔略〕 第5節 原石採取工 10－5－1 原石山表土廃棄岩処理 原石山表土廃棄岩処理については、第1編1－1－<u>23</u>建設副産物の規定によるものとする。 10－5－2 〔略〕 第6節～第12節 〔略〕 第13節 雑工事	1・2 〔略〕 3 保安 （1）〔略〕 （2）受注者は、施工中異常を発見した場合、及び出水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合、<u>速やかに監督職員に報告するとともに、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。</u> ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、直ちに監督職員に<u>報告</u>するものとする。 4 〔略〕 第3節～第8節 〔略〕 第5章 〔略〕 第6章 排水路工事・河川工事 第1節～第3節 〔略〕 第4節 構造物撤去工 6－4－1 一般事項 1 〔略〕 2 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第1編1－1－<u>22</u>建設副産物の規定によらなければならない。 3 〔略〕 6－4－2 〔略〕 第5節～第15節 〔略〕 第7章～第9章 〔略〕 第10章 フィルダム工事 第1節～第4節 〔略〕 第5節 原石採取工 10－5－1 原石山表土廃棄岩処理 原石山表土廃棄岩処理については、第1編1－1－<u>22</u>建設副産物の規定によるものとする。 10－5－2 〔略〕 第6節～第12節 〔略〕 第13節 雑工事

改正後	改正前
10－13－ 1 ～10－13－ 4 【略】	10－13－ 1 ～10－13－ 4 【略】
10－13－ 5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第 1 編 1－1－ <u>23</u> 建設副産物及び第 1 編 1－1－ <u>24</u> 特定建設資材の 分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。	10－13－ 5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第 1 編 1－1－ <u>22</u> 建設副産物及び第 1 編 1－1－ <u>23</u> 特定建設資材の分 別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。
第14節 【略】	第14節 【略】
第11章 コンクリートダム工事	第11章 コンクリートダム工事
第 1 節～第 5 節 【略】	第 1 節～第 5 節 【略】
第 6 節 堤体工	第 6 節 堤体工
11－ 6 － 1 コンクリート材料 1 ・ 2 【略】 3 材料の計量 (1) 【略】 (2) 受注者は、各材料の計量に当たり、一練り分ずつ質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、 <u>第 3 章 3-7-4 材料の計量、表 3-7-1 計量値の許容差に示した許容 差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。</u> (3) ・ (4) 【略】 4 【略】	11－ 6 － 1 コンクリート材料 1 ・ 2 【略】 3 材料の計量 (1) 【略】 (2) 受注者は、各材料の計量に当たり、一練り分ずつ質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、 <u>容積で計量してもよい。</u> (3) ・ (4) 【略】 4 【略】
11－ 6 － 2 ～11－ 6 － 8 【略】	11－ 6 － 2 ～11－ 6 － 8 【略】
第 7 節 【略】	第 7 節 【略】
第 8 節 雑工事	第 8 節 雑工事
11－ 8 － 1 ～11－ 8 － 4 【略】	11－ 8 － 1 ～11－ 8 － 4 【略】
11－ 8 － 5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第 1 編 1－1－ <u>23</u> 建設副産物及び第 1 編 1－1－ <u>24</u> 特定建設資材の 分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。	11－ 8 － 5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第 1 編 1－1－ <u>22</u> 建設副産物及び第 1 編 1－1－ <u>23</u> 特定建設資材の 分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。
11－ 8 － 6 ・ 11－ 8 － 7 【略】	11－ 8 － 6 ・ 11－ 8 － 7 【略】
第12章 P C 橋工事	第12章 P C 橋工事
第 1 節 【略】	第 1 節 【略】
第 2 節 一般事項	第 2 節 一般事項
12－ 2 － 1 【略】	12－ 2 － 1 【略】
12－ 2 － 2 一般事項	12－ 2 － 2 一般事項

改正後	改正前
1 輸送工 （１）～（３） 〔略〕 （４）受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。 なお、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督職員に連絡し、取り替え又は補修等の処置を講じなければならない。 2・3 〔略〕 第3節 コンクリート橋架設工 12-3-1 〔略〕 12-3-2 横組工 1・2 〔略〕 3 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。 （１）～（５） 〔略〕 （６）緊張管理計画書で示した荷重計の示度と、P C鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに、原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。 （７）～（11） 〔略〕 4 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。 （１）受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。 ア～エ 〔略〕 オ 体積変化率は、P Cグラウトのブリーディング率及び体積変化率試験方法（鉛直管方法）（JSCE-F535）に準じて求める値が－0.5～0.5%の範囲内であることを標準とする。 カ～ク 〔略〕 （２）～（６） 〔略〕 12-3-3 〔略〕 第4節 〔略〕 第5節 舗装工 12-5-1～12-5-2 〔略〕 12-5-3 グースアスファルト舗装工 1 〔略〕 2 受注者は、基盤面に異常を発見したとき、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 3～5 〔略〕 6 接着剤の塗布に当たり、以下の各規定によらなければならない。 （１） 〔略〕 （２）接着剤の規格は表 12-5-1(1)及び12-5-1(2)を満足するものでなければならない。	1 輸送工 （１）～（３） 〔略〕 （４）受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。 なお、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督職員に報告し、取り替え又は補修等の処置を講じなければならない。 2・3 〔略〕 第3節 コンクリート橋架設工 12-3-1 〔略〕 12-3-2 横組工 1・2 〔略〕 3 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。 （１）～（５） 〔略〕 （６）緊張管理計画書で示した荷重計の示度と、P C鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、原因を確認し、適切な措置を講じなければならない。 （７）～（11） 〔略〕 4 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。 （１）受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。 ア～エ 〔略〕 オ 体積変化率は、P Cグラウトのブリーディング率及び体積変化率試験方法（鉛直管方法）（JHS420-2004）に準じて求める値が－0.5～0.5%の範囲内であることを標準とする。 カ～ク 〔略〕 （２）～（６） 〔略〕 12-3-3 〔略〕 第4節 〔略〕 第5節 舗装工 12-5-1～12-5-2 〔略〕 12-5-3 グースアスファルト舗装工 1 〔略〕 2 受注者は、基盤面に異常を発見したとき、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。 3～5 〔略〕 6 接着剤の塗布に当たり、以下の各規定によらなければならない。 （１） 〔略〕 （２）接着剤の規格は表12-5-1(1)、12-5-1(2)及び12-5-1(3)を満足するものでなければならない。

改 正 後			改 正 前																									
表12-5-1(1) 接着剤の規格（鋼床版用）			表12-5-1(1) 接着剤の規格（鋼床版用）																									
項 目	規格値	試験方法	項 目	規格値	試験方法																							
	ゴムアスファルト系			ゴムアスファルト系																								
不揮発分（％）	50 以上	JIS K 6833-1, 2	不揮発分（％）	50 以上	JIS K 6833-1, 2																							
粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2	粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2																							
指触乾燥時間（分）	90 以下	JIS K 5600	指触乾燥時間（分）	90 以下	JIS K 5600																							
低温風曲試験（-10℃、3mm）	合格	JIS K 5600	低温風曲 <u>げ</u> 試験（-10℃、3cm）	合格	JIS K 5600																							
基盤目試験（点）	10	JIS K 5600	基盤目試験（点）	10	JIS K 5600																							
耐湿試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K 5664	耐湿試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K 5664																							
塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K 5664	塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K 5664																							
（注）基盤目試験の判定点は（ <u>一</u> 財）日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。			（注）基盤目試験の判定点は（財）日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。																									
表12-5-1(2) 接着剤の規格（コンクリート床版用） [略]			表12-5-1(2) 接着剤の規格（コンクリート床版用） [略]																									
[削る。]			表12-5-1(3) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質																									
			<table><tr><td>項 目</td><td>溶剤型</td><td>水密性</td><td>水性型</td><td>試験方法</td></tr><tr><td>指触乾燥時間 (23℃)</td><td>60 分以内</td><td>30 分以内</td><td>60 分以内</td><td>JIS K 5600-1 ※1</td></tr><tr><td>不揮発分 (%)</td><td>20 以上</td><td>50 以上</td><td>35 以上</td><td>JIS K 6833-1, 2 ※2</td></tr><tr><td>作 業 性</td><td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td><td>JIS K 5600-1 ※1</td></tr><tr><td>耐 久 性</td><td colspan="3">5 日間で異常のないこと</td><td>JIS K 5600-1 ※1</td></tr></table>	項 目	溶剤型	水密性	水性型	試験方法	指触乾燥時間 (23℃)	60 分以内	30 分以内	60 分以内	JIS K 5600-1 ※1	不揮発分 (%)	20 以上	50 以上	35 以上	JIS K 6833-1, 2 ※2	作 業 性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 ※1	耐 久 性	5 日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 ※1
項 目	溶剤型	水密性	水性型	試験方法																								
指触乾燥時間 (23℃)	60 分以内	30 分以内	60 分以内	JIS K 5600-1 ※1																								
不揮発分 (%)	20 以上	50 以上	35 以上	JIS K 6833-1, 2 ※2																								
作 業 性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 ※1																								
耐 久 性	5 日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 ※1																								
(3) ～ (5) [略]			(3) ～ (5) [略]																									
7 ～ 13 [略]			7 ～ 13 [略]																									
12－5－4 [略]			12－5－4 [略]																									
第6節 [略]			第6節 [略]																									
第13章 [略]			第13章 [略]																									
第14章 頭首工工事			第14章 頭首工工事																									
第1節～第8節 [略]			第1節～第8節 [略]																									

改 正 後	改 正 前																																										
第9節 管理橋上部工 14－9－1～14－9－4 〔略〕 14－9－5 プレキャストブロック桁組立工 1 〔略〕 2 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。 （1）プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質が<u>エポキシ樹脂系接着剤</u>で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上<u>のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。</u>これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 <u>未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。</u> なお、接着剤の試験方法は<u>コンクリート標準示方書・基準編（（公社）土木学会）における、J S C E－H101プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格によるものとする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</u> 〔削る。〕 （2）～（4）〔略〕 3・4 〔略〕 14－9－6～14－9－12 〔略〕 第15章 〔略〕	第9節 管理橋上部工 14－9－1～14－9－4 〔略〕 14－9－5 プレキャストブロック桁組立工 1 〔略〕 2 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。 （1）プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質が樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上<u>で、かつ、表 14-9-1 に示す条件を満足する</u>ものを使用するものとする。 これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法<u>としては</u>J S C E－H101プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格<u>（案）コンクリート標準示方書・基準編（（公社）土木学会）</u>によるものとする。 <table><caption>表 14-9-1 樹脂系接着剤の標準品質規格</caption><tr><th></th><th>品質項目</th><th>単 位</th><th>品質規格</th><th>試験温度</th><th>養生条件</th></tr><tr><td rowspan="4">未硬化接着剤</td><td>外観</td><td>＝</td><td>有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと</td><td>春秋用 23±2℃</td><td rowspan="4">＝</td></tr><tr><td>粘 度</td><td>MPa・s (cP)</td><td>$\frac{1 \times 10^4}{1 \times 10^4} \sim \frac{10 \times 10^4}{1 \times 10^5}$</td><td>夏用 30±2℃</td></tr><tr><td>可使時間</td><td>時間</td><td>2 以上</td><td>冬用 10±2℃</td></tr><tr><td>だれ最小厚さ</td><td>mm</td><td>0.3 以上</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">硬化した接着剤</td><td>比 重</td><td>＝</td><td>1.1～1.7</td><td rowspan="5">23±2℃</td><td rowspan="5">23±2℃ 7 日間</td></tr><tr><td>引張強さ</td><td>$\frac{N}{mm^2}$ (kg f /cm²)</td><td>12.5 以上 (125 以上)</td></tr><tr><td>圧縮強さ</td><td>$\frac{N}{mm^2}$ (kg f /cm²)</td><td>50.0 以上 (500 以上)</td></tr><tr><td>引張せん断接着強さ</td><td>$\frac{N}{mm2}$ (kg f /cm2)</td><td>12.5 以上 (125 以上)</td></tr><tr><td>接着強さ</td><td>$\frac{N}{mm^2}$ (kg f /cm²)</td><td>6.0 以上 (60 以上)</td></tr></table> （2）～（4）〔略〕 3・4 〔略〕 14－9－6～14－9－12 〔略〕 第15章 〔略〕		品質項目	単 位	品質規格	試験温度	養生条件	未硬化接着剤	外観	＝	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃	＝	粘 度	MPa・s (cP)	$\frac{1 \times 10^4}{1 \times 10^4} \sim \frac{10 \times 10^4}{1 \times 10^5}$	夏用 30±2℃	可使時間	時間	2 以上	冬用 10±2℃	だれ最小厚さ	mm	0.3 以上		硬化した接着剤	比 重	＝	1.1～1.7	23±2℃	23±2℃ 7 日間	引張強さ	$\frac{N}{mm^2}$ (kg f /cm ²)	12.5 以上 (125 以上)	圧縮強さ	$\frac{N}{mm^2}$ (kg f /cm ²)	50.0 以上 (500 以上)	引張せん断接着強さ	$\frac{N}{mm2}$ (kg f /cm2)	12.5 以上 (125 以上)	接着強さ	$\frac{N}{mm^2}$ (kg f /cm ²)	6.0 以上 (60 以上)
	品質項目	単 位	品質規格	試験温度	養生条件																																						
未硬化接着剤	外観	＝	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃	＝																																						
	粘 度	MPa・s (cP)	$\frac{1 \times 10^4}{1 \times 10^4} \sim \frac{10 \times 10^4}{1 \times 10^5}$	夏用 30±2℃																																							
	可使時間	時間	2 以上	冬用 10±2℃																																							
	だれ最小厚さ	mm	0.3 以上																																								
硬化した接着剤	比 重	＝	1.1～1.7	23±2℃	23±2℃ 7 日間																																						
	引張強さ	$\frac{N}{mm^2}$ (kg f /cm ²)	12.5 以上 (125 以上)																																								
	圧縮強さ	$\frac{N}{mm^2}$ (kg f /cm ²)	50.0 以上 (500 以上)																																								
	引張せん断接着強さ	$\frac{N}{mm2}$ (kg f /cm2)	12.5 以上 (125 以上)																																								
	接着強さ	$\frac{N}{mm^2}$ (kg f /cm ²)	6.0 以上 (60 以上)																																								

改正後	改正前
第16章 地すべり防止工事 第 1 節 〔略〕 第 2 節 一般事項 16－2－1 〔略〕 16－2－2 一般事項 1 受注者は、施工中工事区域内に新たに予期できなかった亀裂の発生等異常を認めた場合、<u>工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちに監督職員に連絡</u>しなければならない。 2・3 〔略〕 第 3 節～第15節 〔略〕 第17章・第18章 〔略〕 第20章 推進工事 第 1 節～第 3 節 〔略〕 第 4 節 推進工 20－4－1・20－4－2 〔略〕 20－4－3 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法） 1～8 〔略〕 9 受注者は、薬液注入及び地盤改良を実施した地盤から発生する泥土は、適正に処理し再生利用に務めるほか第 1 編 1－1－<u>23</u>建設副産物の規定によるものとする。 10 受注者は、異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合、直ちに監督職員に<u>連絡</u>するとともに、事後の処理について協議しなければならない。 11・12 〔略〕 20－4－4～20－4－6 〔略〕 第 5 節 仮設工 20－5－1・12－5－2 〔略〕 20－5－3 泥水処理設備工 泥水処理設備については、設計図書に示すとおり設置するものとする。泥水処理設備から発生する汚泥及び処理水については、第 1 編 1－1－<u>23</u> 建設副産物及び第 1 編 3－21－2 事業損失防止費の規定により処理するものとする。 なお、これにより難い場合については、監督職員と協議するものとする。 20－5－4～20－5－6 〔略〕 工事関係書類一覧表（情報共有システム取扱い対象の書類一覧） 〔略〕	第16章 地すべり防止工事 第 1 節 〔略〕 第 2 節 一般事項 16－2－1 〔略〕 16－2－2 一般事項 1 受注者は、施工中工事区域内に<u>新たな</u>亀裂の発生等異常を認めた場合、<u>直ちに監督職員に報告</u>しなければならない。 2・3 〔略〕 第 3 節～第15節 〔略〕 第17章・第18章 〔略〕 第20章 推進工事 第 1 節～第 3 節 〔略〕 第 4 節 推進工 20－4－1・20－4－2 〔略〕 20－4－3 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法） 1～8 〔略〕 9 受注者は、薬液注入及び地盤改良を実施した地盤から発生する泥土は、適正に処理し再生利用に務めるほか第 1 編 1－1－<u>22</u>建設副産物の規定によるものとする。 10 受注者は、異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合、直ちに監督職員に<u>報告</u>するとともに、事後の処理について協議しなければならない。 11・12 〔略〕 20－4－4～20－4－6 〔略〕 第 5 節 仮設工 20－5－1・12－5－2 〔略〕 20－5－3 泥水処理設備工 泥水処理設備については、設計図書に示すとおり設置するものとする。泥水処理設備から発生する汚泥及び処理水については、第 1 編 1－1－<u>22</u> 建設副産物及び第 1 編 3－21－2 事業損失防止費の規定により処理するものとする。 なお、これにより難い場合については、監督職員と協議するものとする。 20－5－4～20－5－6 〔略〕 工事関係書類一覧表（情報共有システム取扱い対象の書類一覧） 〔略〕

改正後				改正前			
農業土木工事共通仕様書に基づく関係書類様式				農業土木工事共通仕様書に基づく関係書類様式			
農業土木工事共通仕様書に基づく関係書類様式一覧				農業土木工事共通仕様書に基づく関係書類様式一覧			
様式No.	書式名	関係項	備考	様式No.	書式名	関係項	備考
32	施工体制台帳	共通仕様書 総則 1-1- <u>15</u>		32	施工体制台帳	共通仕様書 総則 1-1- <u>14</u>	
33	再生資源利用計画書	共通仕様書 総則 1-1- <u>23</u>		33	再生資源利用計画書	共通仕様書 総則 1-1- <u>22</u>	
34	再生資源利用促進計画書	共通仕様書 総則 1-1- <u>23</u>		34	再生資源利用促進計画書	共通仕様書 総則 1-1- <u>22</u>	
35	支給品材料（又は貸与品）請求書	共通仕様書 総則 1-1- <u>21</u>		35	支給品材料（又は貸与品）請求書	共通仕様書 総則 1-1- <u>20</u>	
36	支給品精算書	共通仕様書 総則 1-1- <u>21</u>		36	支給品精算書	共通仕様書 総則 1-1- <u>20</u>	
37	貸与品返納書	共通仕様書 総則 1-1- <u>21</u>		37	貸与品返納書	共通仕様書 総則 1-1- <u>20</u>	
38	工事現場発生材報告書	共通仕様書 総則 1-1- <u>22</u>		38	工事現場発生材報告書	共通仕様書 総則 1-1- <u>21</u>	
39	工事打合簿	共通仕様書 総則 1-1- <u>9</u>		39	工事打合簿	共通仕様書 総則 1-1- <u>8</u>	
40	確認・立会依頼書	共通仕様書 総則 1-1- <u>26</u>		40	立会願	共通仕様書 総則 1-1- <u>25</u>	
41	休日等作業届	共通仕様書 総則 1-1- <u>44</u>		41	休日等作業届	共通仕様書 総則 1-1- <u>43</u>	
42	施工段階確認簿	共通仕様書 総則 1-1- <u>26</u>		42	施工段階確認簿	共通仕様書 総則 1-1- <u>25</u>	
43	事故発生状況報告書	共通仕様書 総則 1-1- <u>38</u>		43	事故発生状況報告書	共通仕様書 総則 1-1- <u>37</u>	

改正後

様式第32-1号

年 月 日

施工体制台帳

[会 社 名・事業者ID] _____

[事業所名・現 場 ID] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可（更新）年月日			
	工事業	大臣知事	特定一般 第 号	年 月 日			
	工事業	大臣知事	特定一般 第 号	年 月 日			
工事名称及び工事内容							
発注者名及び住所	TEL						
工 期	自 至	年 月 日	契 約 日	年 月 日			
契 約 営 業 所	区 分	名 称		住 所			
	元請契約						
	下請契約						
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	区 分	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		元請契約					
		下請契約					
発注者の監督員名			権限及び意見申出方法	工事の施工に関する一切の管理 口頭及び文書			
監督員名			権限及び意見申出方法				
現 場 代理人名			権限及び意見申出方法				
監理(主任)技術者名	専 任 非専任	資格内容					
監理技術者補佐名			資格内容				
専 門 技術者名			専 門 技術者名				
	資格内容		資格内容				
	担 当 工事内容		担 当 工事内容				
一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）		有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）		有 無		

(記入要領)

1 この様式は元請が作成し、一次下請負者を通じて報告される再下請負通知書を添付することにより一次下請負業者別の施工体制台帳として利用する。

改正前

様式第32-1号

年 月 日

施工体制台帳

[会 社 名・事業者ID] _____

[事業所名・現 場 ID] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可（更新）年月日			
	工事業	大臣知事	特定一般 第 号	年 月 日			
	工事業	大臣知事	特定一般 第 号	年 月 日			
工事名称及び工事内容							
発注者名及び住所	TEL						
工 期	自 至	年 月 日	契 約 日	年 月 日			
契 約 営 業 所	区 分	名 称		住 所			
	元請契約						
	下請契約						
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	区 分	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		元請契約					
		下請契約					
発注者の監督員名			権限及び意見申出方法	工事の施工に関する一切の管理 口頭及び文書			
監督員名			権限及び意見申出方法				
現 場 代理人名			権限及び意見申出方法				
監理(主任)技術者名	専 任 非専任	資格内容					
監理技術者補佐名			資格内容				
専 門 技術者名			専 門 技術者名				
	資格内容		資格内容				
	担 当 工事内容		担 当 工事内容				
一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）		有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況（有無）		有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況（有無）	有 無

(記入要領)

1 この様式は元請が作成し、一次下請負者を通じて報告される再下請負通知書を添付することにより一次下請負業者別の施工体制台帳として利用する。

改正後	改正前
2 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。 3 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。 4 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。 監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。 5 監理技術者及び専門技術者について次のものを添付すること。 ①資格を証するものの写し②自社従業員である証明書類の写し（従業者証、健康保険など） 6 健康保険等の加入状況の記入要領は次のとおり。 ①各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。 ②元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。 なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。 ③健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。 ④厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。 ⑤雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合の、本店の労働保険番号を記載すること。 7 一号特定技能外国人が建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。 [削る。] <u>8</u> 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。 <u>9</u> 監理技術者補佐欄は、配置を希望する場合のみ記載すること。	2 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。 3 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。 4 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。 監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。 5 監理技術者及び専門技術者について次のものを添付すること。 ①資格を証するものの写し②自社従業員である証明書類の写し（従業者証、健康保険など） 6 健康保険等の加入状況の記入要領は次のとおり。 ①各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。 ②元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。 なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。 ③健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。 ④厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。 ⑤雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合の、本店の労働保険番号を記載すること。 7 一号特定技能外国人が建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。 <u>8</u> <u>外国人建設就労者が建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。</u> <u>9</u> 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。 <u>10</u> 監理技術者補佐欄は、配置を希望する場合のみ記載すること。

改正後										改正前													
《下請負人に関する事項》										《下請負人に関する事項》													
会 社 名 事業者 ID				代表者名						会 社 名 事業者 ID				代表者名									
住 所 電話番号		〒								住 所 電話番号		〒											
工事名称及び 工事内容										工事名称及び 工事内容													
工 期		自 至		年 月 日		契 約 日		年 月 日				工 期		自 至		年 月 日		契 約 日		年 月 日			
建設業の 許 可		施工に必要な許可業種			許 可 番 号			許可（更新）年月日			建設業の 許 可		施工に必要な許可業種			許 可 番 号			許可（更新）年月日				
		工事業			大臣 特定 第 号 知事 一般			年 月 日					工事業			大臣 特定 第 号 知事 一般			年 月 日				
		工事業			大臣 特定 第 号 知事 一般			年 月 日					工事業			大臣 特定 第 号 知事 一般			年 月 日				
健康保険等 の加入状況		保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険			健康保険等 の加入状況		保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険						
			加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外						加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外								
		事業所整理 記号等	事業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		事業所整理 記号等	事業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険											
現場代理人名				安全衛生責任者名						現場代理人名				安全衛生責任者名									
権限及び 意見申出方法				安全衛生推進者名						権限及び 意見申出方法				安全衛生推進者名									
※主任技術者名		専 任 非専任		雇用管理責任者名						※主任技術者名		専 任 非専任		雇用管理責任者名									
資格内容				※ 専門技術者名						資格内容				※ 専門技術者名									
				資格内容										資格内容									
				担当工事内容										担当工事内容									
一号特定技能外国人の 従事状況（有無）		有 無		外国人技能実習生の 従事状況（有無）		有 無				一号特定技能外 国人の従事の 状況（有無）		有 無		外国人建設就 労者の従事の 状況（有無）		有 無		外国人技能実 習生の従事の 状況（有無）		有 無			
※〔主任技術者、専門技術者の記入要領〕										※〔主任技術者、専門技術者の記入要領〕													
1 主任技術者の配置状況について〔専任・非専任〕のいずれかに○印を付すこと。										1 主任技術者の配置状況について〔専任・非専任〕のいずれかに○印を付すこと。													
2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。） 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。										2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。） 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。													
3 主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する。）										3 主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する。）													
①経験年数による場合					②資格等による場合					①経験年数による場合					②資格等による場合								
1) 大学卒〔指定学科〕 3 年以上の実務経験					1) 建設業法「技術検定」					1) 大学卒〔指定学科〕 3 年以上の実務経験					1) 建設業法「技術検定」								
2) 高校卒〔指定学科〕 5 年以上の実務経験					2) 建築士法「建築士試験」					2) 高校卒〔指定学科〕 5 年以上の実務経験					2) 建築士法「建築士試験」								
3) その他 10 年以上の実務経験					3) 技術士法「技術士試験」					3) その他 10 年以上の実務経験					3) 技術士法「技術士試験」								
					4) 電気工事士法「電気工事士試験」										4) 電気工事士法「電気工事士試験」								
					5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」										5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」								
					6) 消防法「消防設備士試験」										6) 消防法「消防設備士試験」								
					7) 職業能力開発促進法「技能検定」										7) 職業能力開発促進法「技能検定」								

改正後	改正前
※〔健康保険等の加入状況の記入要領〕 1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。 2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。 6 一号特定技能外国人が建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。 〔削る。〕 <u>7</u> 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。	※〔健康保険等の加入状況の記入要領〕 1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。 2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。 6 一号特定技能外国人が建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。 <u>7</u> <u>外国人建設就労者が建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。</u> <u>8</u> 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。

改正後

様式第32-2号

年 月 日

再下請負通知書

直近上位
注文者名

元請名称
・事業者ID

【報告下請負業者】
住 所

会社名・
事業者ID
代表者名

《自社に関する事項》

工事名称 及 び 工事内容									
工 期	自	年	月	日	契 約 日	年 月 日			
建設業の 許 可	施工に必要な許可業種			許 可 番 号		許可（更新）年月日			
	工事業			第 号		年 月 日			
	工事業			第 号		年 月 日			
健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険			
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外			
	事業所整理 記号等	営業所の名称		健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
監 督 員 名					安全衛生責任者名				
権限及び 意見申出方法					安全衛生推進者名				
現場代理人名					雇用管理責任者名				
権限及び 意見申出方法					専門技術者名				
※主任技術者名		専 任 非専任			資格内容				
資格内容					担当工事内容				
一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）		有 無			外国人技能実習生の 従事の状況（有無）		有 無		

（記入要領）

1 この様式は元請が作成し、一次下請負者を通じて報告される再下請負通知書を添付することにより一次下請負業者別の施工体制台帳として利用する。

2 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。

3 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。

4 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。
監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。

改正前

様式第32-2号

年 月 日

再下請負通知書

直近上位
注文者名

元請名称
・事業者ID

【報告下請負業者】
住 所

会社名・
事業者ID
代表者名

《自社に関する事項》

工事名称 及 び 工事内容											
工 期	自	年	月	日	契 約 日	年 月 日					
建設業の 許 可	施工に必要な許可業種			許 可 番 号		許可（更新）年月日					
	工事業			第 号		年 月 日					
	工事業			第 号		年 月 日					
健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険					
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外					
	事業所整理 記号等	営業所の名称		健康保険		厚生年金保険		雇用保険			
監 督 員 名					安全衛生責任者名						
権限及び 意見申出方法					安全衛生推進者名						
現場代理人名					雇用管理責任者名						
権限及び 意見申出方法					専門技術者名						
※主任技術者名		専 任 非専任			資格内容						
資格内容					担当工事内容						
一号特定技能外 国人の従事の 状況（有無）		有 無		外国人建設就 労者の従事の 状況（有無）		有 無		外国人技能実 習生の従事の 状況（有無）		有 無	

（記入要領）

1 この様式は元請が作成し、一次下請負者を通じて報告される再下請負通知書を添付することにより一次下請負業者別の施工体制台帳として利用する。

2 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。

3 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。

4 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。
監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。

改正後	改正前
5 監理技術者及び専門技術者について次のものを添付すること。 ①資格を証するものの写し②自社従業員である証明書類の写し（従業者証、健康保険など） 6 健康保険等の加入状況の記入要領は次のとおり。 ①各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。 ②元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。 ③健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。 ④厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。 ⑤雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合の、本店の労働保険番号を記載すること。 7 一号特定技能外国人が建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。 【削る。】 <u>8</u> 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。 <u>9</u> 監理技術者補佐欄は、配置を希望する場合のみ記載すること。	5 監理技術者及び専門技術者について次のものを添付すること。 ①資格を証するものの写し②自社従業員である証明書類の写し（従業者証、健康保険など） 6 健康保険等の加入状況の記入要領は次のとおり。 ①各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。 ②元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。 ③健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。 ④厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。 ⑤雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合の、本店の労働保険番号を記載すること。 7 一号特定技能外国人が建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。 <u>8</u> <u>外国人建設就労者が建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。</u> <u>9</u> 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。 <u>10</u> 監理技術者補佐欄は、配置を希望する場合のみ記載すること。

改正後

《再下請負関係》再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名 事業者 ID		代表者名					
住所 電話番号	〒TEL						
工事名称及び 工事内容							
工期	自 至	年 年	月 月	日 日	契約日	年 月 日	
建設業の 許可	施工に必要な許可業種		許可番号		許可（更新）年月日		
	工事業		大臣 特定 第 号 知事 一般		年 月 日		
	工事業		大臣 特定 第 号 知事 一般		年 月 日		
健康保険等 の加入状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所整理 記号等	営業所の名称		健康保険		厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
※主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		※ 専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の従 事状況（有無）	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----

※再下請通知書の添付書類（建設業法施行規則第14条の4第3項）
・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）

※〔主任技術者、専門技術者の記入要領〕
1 主任技術者の配置状況について〔専任・非専任〕のいずれかに○印を付すこと。
2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。） 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
3 主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する。）
①経験年数による場合
1)大学卒〔指定学科〕 3年以上の実務経験
2)高校卒〔指定学科〕 5年以上の実務経験
3)その他 10年以上の実務経験
②資格等による場合
1)建設業法「技術検定」
2)建築士法「建築士試験」
3)技術士法「技術士試験」
4)電気工事士法「電気工事士試験」
5)電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
6)消防法「消防設備士試験」
7)職業能力開発促進法「技能検定」

改正前

《再下請負関係》再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名 事業者 ID		代表者名					
住所 電話番号	〒TEL						
工事名称及び 工事内容							
工期	自 至	年 年	月 月	日 日	契約日	年 月 日	
建設業の 許可	施工に必要な許可業種		許可番号		許可（更新）年月日		
	工事業		大臣 特定 第 号 知事 一般		年 月 日		
	工事業		大臣 特定 第 号 知事 一般		年 月 日		
健康保険等 の加入状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所整理 記号等	営業所の名称		健康保険		厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
※主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		※ 専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事状況（有無）	有 無	外国人建設就 労者の従事 状況（有無）	有 無	外国人技能実 習生の従事 状況（有無）	有 無
------------------------	-----	---------------------------	-----	---------------------------	-----

※再下請通知書の添付書類（建設業法施行規則第14条の4第3項）
・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）

※〔主任技術者、専門技術者の記入要領〕
1 主任技術者の配置状況について〔専任・非専任〕のいずれかに○印を付すこと。
2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。） 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
3 主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する。）
①経験年数による場合
1)大学卒〔指定学科〕 3年以上の実務経験
2)高校卒〔指定学科〕 5年以上の実務経験
3)その他 10年以上の実務経験
②資格等による場合
1)建設業法「技術検定」
2)建築士法「建築士試験」
3)技術士法「技術士試験」
4)電気工事士法「電気工事士試験」
5)電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
6)消防法「消防設備士試験」
7)職業能力開発促進法「技能検定」

24

改正後	改正前
※〔健康保険等の加入状況の記入要領〕 1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。 2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。 6 一号特定技能外国人が建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。 〔削る。〕 <u>7</u> 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。	※〔健康保険等の加入状況の記入要領〕 1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。 2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。 6 一号特定技能外国人が建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。 <u>7</u> 外国人建設就労者が建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。 <u>8</u> 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。

改 正 後

様式第32-4号

《参 考》

事業所の名称
・現場ID

所長名

作 業 員 名 簿

(年 月 日作成)

元請
確認欄

提出日 年 月 日

一次会社名
・事業者ID

(次)会社名
・事業者ID

番号

ふりがな

氏名

技能者ID

職 種

※

生年月日

年齢

健康保険
年金保険
雇用保険

建設業退職金
共済制度
中小企業退職金
共済制度

教 育・資 格・免 許

入場年月日

受入教育
実施年月日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

現

…現場代理人

作

…作業主任者 ((注) 2.)

女

…女性作業員

未

…18歳未満の作業員

主

…主任技術者

職

…職 長

安

…安全衛生責任者

能

…能力向上教育

再

…危険有害業務・再発防止教育

習

…外国人技能実習生

1特

…1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

(注) 3. 現場ID・従事者ID・技能者IDとは建設キャリアアップシステムに登録されている場合に記載するものであり、登録していなければ記載は不要である。

(注) 4. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

(注) 5. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

(注) 6. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 7. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 8. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 9. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 10. 安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 11. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 12. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

改 正 前

[新設]

26

改正後

様式第40号

確認・立会依頼書

総括	主任	
監督員	監督員	監督員

現場	主任 (監理)
代理人	技術者

確認・立会事項

工事名年 月 日

下記について 確 認・立 会 されたく提出します。

記

工 種		
場 所		
資 料		
希 望 日 時	年 月 日	時

確 認 立 会 員		
実 施 日 時	年 月 日	時
記 事		

改正前

(様式第40号)

立 会 願

工 事 名 : ○○○○工事

受 注 者 名 : (株)○○ ○○

番号	受注者欄						発注者欄	
	依頼日	報告者名	立会種別	工種	確認内容	希望日時	立会日時	立会者名
1	H24. 12. 6	○○ ○○	段階確認	管水路	基準高 (N0. 12)	R2. 12. 7 (10:00)	R2. 12. 7 (10:00)	○○ ○○
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								

(電子メールを使用する場合)
①受注者は必要事項を記入し、主任監督員及び監督員に送付する。
②発注者は受注者と立会日時等を調整した後、必要事項を記入のうえ受注者に送付する。
③立会が全て終了した後にデータを印刷し、最終成果物とする。
(なお、提出の際には打合簿の添付は不要とする。)

(注) 1 立会種別欄は、立会内容により「段階確認(施工段階確認)」、「材料検査(工事材料検査)」、「その他(施工段階確認、工事材料検査以外の立会)」のいずれかを記入する。
2 行数・幅など不足する場合には、適宜追加すること。
3 本様式については、電子メールを使用し監督職員へ送付する場合も提出とみなすことができる。